

厚木市で公契約条例が成立へ

－秋田市「公契約基本条例案」来年2月議会提案へ、
川越市議会が「公契約条例案」提案の動き－

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター
主任研究員 勝島 行正

2012年6月号（公契約条例の現段階と課題－全国の動向をふまえて考える－）で神奈川県厚木市の公契約条例が制定に向けて準備を行っていると報告したが、12月議会に条例案が提案され、関係委員会で賛成多数となり本会議での採決に付されることとなった（12月11日現在）。いまのところ成立の見込みである。さらに、秋田市では「公契約基本条例」が来年2月議会に提案の見込みである。また、埼玉県川越市において議会が「公契約条例案」を提案する動きをみせている。これらの動向とあわせて報告する。

1. 神奈川県厚木市で条例成立へ

神奈川県厚木市は、「公契約条例」制定に向けて準備を進めてきたが、2012年12月議会定例会に議案が提案され、11日の総務企画常任委員会で採決された。今後は、21日の本会議で採決され、成立するものと思われる。

（1）提案までの経過

厚木市の小林常良市長は、2011年2月市長選挙で「公契約条例について任期中の実現をめざす」と公約し、再選された後に庁内に検討会を設け、条例の準備を行ってきた。2012年5月15日に学識者、事業者・労働者代表による「厚木市公契約条例検討協議会（以下「協議会」）」が設置された。この協議会は、「条例に盛り込むべき内容及び関連する個別事項等について、事業者又は労働者の立場から検討を行う」こととされている（「厚木市公契約条例検討協議会設置規定」第2条「所掌

事務」）。

委員会は、使用者側2名（厚木市建設業協会副会長・厚木市商工会議所サービス業部会副部会長）、労働側2名（厚木愛甲地域連合議長代行・全建総連厚木市建設連絡会神奈川建設労連書記次長）で構成され、会長に建設業協会副会長、職務代理者に厚木愛甲地域連合議長代行がそれぞれ選出された。第1回協議会は、条例案の概要や今後のスケジュール等が示され、意見交換の後に確認された。

第2回協議会は6月14日に開かれ、事務局からパブリックコメント（以下「パブコメ」）にかかる条例骨子案が示された。また、6月13日に開催された「厚木市公契約条例意見交換会（建設関係21名、議員3名が出席）」について報告された。条例骨子案について意見交換がされ、案についてパブコメにかかることが了承された。

その後、8月1日から31日にかけてパブコメが実施され、11月に結果が公表された。

さらに、11月21日に「(仮称)厚木市公契約条例懇談会」が、事業者を対象に開催された。

また、第3回協議会が11月22日に開かれ、「厚木市公契約条例案及び同条例施行規則案の概要」について意見交換がされた。

【経過の概要】

2011年2月 小林常良氏再選(マニフェストで「公契約条例について任期中の実現をめざす」)

2012年5月15日 第1回「(仮称)厚木市公契約条例検討協議会」開催

2012年6月13日 「(仮称)厚木市公契約条例意見交換会」(建設関係21名・議員3名出席)

2012年6月14日 第2回「(仮称)厚木市公契約条例検討協議会」開催

2012年8月1日から31日 「(仮称)厚木市公契約条例及び同条例案施行規則の骨子について」パブコメを実施

2012年11月21日 「(仮称)厚木市公契約条例懇談会」(事業者対象)

2012年11月22日 第3回「(仮称)厚木市公契約条例検討協議会」開催

2012年11月29日 厚木市議会開会

2012年12月11日 厚木市議会総務企画常任委員会

2012年12月21日 厚木市議会本会議

(2) パブリックコメントの結果

8月1日から31日かけて実施されたについてのパブリックコメントの結果は次のとおりである。

意見提出者の数 199人

意見件数 338件

このうち、「条例案等に反映されたもの」5件、「意見の趣旨が既に条例等骨子に盛り込まれていたもの」19件、「今後の取組において参考にするもの」107件、「条例案等に反映で

きないもの」5件、「その他(感想・質問)」202件、となっている。

【条例に反映された内容】

1. 作業報酬審議会委員の増員。

当初案5名→6名

2. 公契約条例について、5年を超えない範囲で見直しをすることとしているが、制度について審議会の意見を伺うことができるように変更。

(厚木市HP「経営会議案件(2012年10月30日)」参照)

(3) 厚木市公契約条例案の要点

厚木市公契約条例案の要点は、以下のとおりである。なお、自治研かながわ月報6月号で報告した要点について変更された部分もある。

【1】目的

市が締結する公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び受注者の公契約の締結に伴う責任を明確にすること等により、当該業務に従事する労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与すること。

【2】条例を適用する契約の範囲

・建設工事 1億円以上

・業務委託 1千万円以上

※工事实績 2011年度6件、2012年度4件
委託実績 2012年度30件

・業務委託対象職種(庁舎その他の建物(その敷地を含む)における清掃、人的警備、

・業務委託対象職種(庁舎その他の建物(その敷地を含む)における清掃、人的警備、駐車場管理、受付、案内又は電話交換に関する契約、道路、公園その他の施設清掃に関する契約、給食の調理に関する契約

- ・指定管理協定（老人憩の家及び集会所に係る管理協定を除く。）

【3】労働者の範囲

- ・設計労務単価に掲げる職種に該当し、工事請負契約に係る作業に従事する労働者等（注・「派遣、一人親方含む」）
- ・業務委託契約又は指定管理協定に係る作業に従事する労働者

【4】労働報酬下限額

- ・公共工事設計労務単価、地域別最低賃金額及びその他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案して定める。

※労働報酬下限額（賃金）については、当初案では、

建設工事が公共工事設計労務単価及び厚木市生活保護基準

業務委託・指定管理が厚木市生活保護基準となっていたが、建設労組、地域連合共に生活保護賃金を基準とすることに反対を表明していた。

最終案にある「公的機関が定める労務単価」とは野田市の条例にある「建築保全業務労務単価」等をさすものと思われるが、「地域別最低賃金」とは何を意味するのか、よくわからない。

これまで川崎市、相模原市、多摩市などの公契約条例は、委託業務に関しては生活保護基準としてきた。議論の過程では、生活保護基準は賃金基準としてはベストではなくベターな選択としてこれを使用してきた。

厚木市の「地域別最低賃金」については、はじめてのことであり、具体的な運用について解説をまちたい。

【5】労働報酬審議会

- ・労働報酬下限額について調査審議する審議会を設置する。構成は、労働者、事業者代表、学識者。

※委員の数については、当初5名とされて

いたが、6名に変更された。

【6】継続雇用

- ・継続雇用については、仕様書に盛り込むこととなった

※当初の案「継続性のある業務に関する対象契約を締結する受注者は、当該契約の締結前から業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するよう努めることを規定する」とあった。

【7】出資法人等の努力義務

- ・市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるものは、そのものが当事者となる契約については市が当事者となる契約に準じた扱いをするよう努めることを規定。

【8】見直し

- ・市長は、5年を超えない期間ごとに、条例の運用状況の点検及び評価を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること規定する。

※当初案では、「一定の期間内」に検討し、必要な措置を講ずるとあった。

【9】施行

- ・条例一部施行 2013年1月（報酬審議会設置、報酬下限額決定）
- ・条例全面施行 2013年4月1日

2. 秋田市公契約基本条例案

秋田市の「(仮称)秋田市公契約基本条例案概要」が、2012年9月25日から10月24日かけてパブリックコメントにかけられた。2009年に秋田市長となった穂積志市長は公約として「市が発注する公共工事について、企業後継者の健全な育成を支援するため、公正な労働や雇用の確保・継続など、多様な視点から総合評価する公契約条例の制定を目指す」としていた。2012年3月31日付けの「平成23年度市長公約進捗状況一覧」(秋田市HP)

には、「公共調達の基本方針を柱とし、地元企業の育成や労働環境の確保を目的とする公契約基本条例を平成24年度内に提案する」となっている。

これに基づいて、準備・検討がなされ9月25日から10月24日にかけてパブリックコメントが実施された。

以下、秋田市公契約基本条例の要点である。

(1) 条例の概要

第1 目的「この条例は、公契約に係る基本的な事項を定めることにより、公契約の適正な履行および良好な品質の確保を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。」

第2 定義 略

第3 基本方針「(1) 公契約の締結に当たっては、価格以外の要素を考慮するなど、地元企業の受注意欲に配慮した発注を推進することにより、地域における雇用を促進し、地域経済の活性化を図ること。

(2) 公契約の履行に関わる労働者の労働条件その他の労働環境の向上を図ること。

(3) 公契約の履行成績の評価を行う仕組みを整備し、不当な価格での入札を防止することにより、工事、製造および業務の品質を確保を図ること。」

第4 市の責務「市は、この条例の目的を達成するため、地元企業の活性化、労働環境の向上および工事等の品質の確保につながる施策を実施します。」

第5 受注者の責務 「(1)、(2) 略

(3) 受注者は、労働基準法、最低賃金法その他の関係法令を遵守し、対象労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならないこととします。」

第6 地元企業の活性化等のための仕組みづくり 略

第7 労働環境の向上のための仕組みづくり 「1 市は総合評価落札方式において、労働環境に関する評価項目を加えることにより、対象労働者の労働環境の向上を図ります。

2 受注者、対象労働者および市は、第7の1の評価項目および評価方法等の実効性を確保するため、次に掲げる事項について取り組むものとします。

(1) 受注者は、対象労働者が労働時間、作業報酬額等についてあらかじめ確認できるよう対応すること。

(2) 対象労働者は、支払を受けた作業報酬等について異議があるときは、市又は受注者もしくは当該受注者の下請負人に申し出ることができる。

(3) 市は、第7の2の(2)の申し出があった場合は、立入調査その他の必要な調査を実施するとともに、違反があったことが明らかなきときは、是正のための必要な措置を命ずることができる。」

第8 品質確保のための仕組みづくり 略

第9 委任 略

(2) 今後の予定

市は、2013年2月議会で条例案を提案し、2014年4月から施行する予定である。

3. 川越市公契約条例案

(1) 簡単な経過

埼玉県川越市議会9月議会において議員による公契約条例案が、全会派一致で市議会の議案となったが、動議があり、現在、継続審査となっている。

条例案は、11月10日から30日にかけて市議会として市民にパブリックコメントにふされた。また、「議員対象」および「事業者・労働者を含む市民向け」の説明会がそ

れぞれ開催された。

(2) 市当局は「寝耳に水？」

市議会が「公契約条例案」を作成し、議会に提案する例は、兵庫県尼崎市などでもみられるが、全会派一致となるケースはこれまで無かった。この点では、議会側の努力に敬意を表したい。

しかし、今回の条例案については、行政当局との事前のすりあわせもなく、まったく議会が単独で議案にしたものであり、行政当局にとってはまさに「寝耳に水」であったと聞く。

これまでの市長の公契約条例に対する姿勢は、「本来、国が制定すべき事項と考えるため、今後、国、県、その他自治体の動向を勘案し検討したい。（「市議会だより」平成22年1月25日号／市議会HP）」というものであった。

議会と市当局とが意見を異にする条例の場合に、提案する側が、理解を求め、合意を得る努力をすることは、当然なことである。議会側の動きを受けて、行政当局としては急きょ野田市への調査を行うなど対応しているとの事である。果たして、市長は、議会案にどのような答弁をするのであろうか、注目されるところである。

(3) 市民・労働組合・事業者も「初めて聞く？」

また、今回の公契約条例案については、市当局だけでなく、市民も労働組合も事業者も「知らなかった」ということであり、事業者側の厳しい反対の声があるという。

「公契約条例」に限らず、およそ条例を提案するにあたっては、市民や当事者との意見交換・合意形成に向けて努力するのは当然なことである。

他自治体でも、条例案の段階から議論を

重ね、場合によっては意見の違いを乗り越えて成立させてきた経過がある。

多摩市では、自治基本条例に基づいて「条例の事前の検討」が事業者・労働者の代表と学識者によって行われた。当初、条例案に反対の意向が強かった建設業者が、市当局も交えての率直な意見交換を行った中で、市側の契約制度をめぐる改善点も明らかになり、共通の理解が形成され、事業者も理解を示すようになった。こうした経過が、条例制定の大きな背景となっている。

公契約条例の運用にあたっては、発注者（自治体）と受注者（業者）はもちろん、そこで働く者もふくめた共通の理解のもとで、行政当局による点検、指導などとあわせてはじめて効果があがるものである。この点をふまえて、川越市議会としてなお努力を重ねて、よりよい条例とされるよう要望するものである。

(4) 条例案の要点

条例案の要点は次のとおりであるが、条例案の構成は、多摩市公契約条例とほぼ同じものである。

【1】適用範囲

- ・工事又は製造の請負契約 5000万円以上
- ・上記以外の請負契約 5000万円以上
- ・指定管理者も対象

【2】労務報酬下限額

- ・工事又は製造の請負
公共工事設計労務単価
- ・上記以外の請負
当該業務の標準的な賃金（市長が別に定める期日までの間は生活保護水準）

【3】継続雇用

- ・当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めること。

厚木市公契約条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市が締結する公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び受注者の公契約の締結に伴う責務を明確にすること等により、当該業務に従事する労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業（以下「公契約事務等」という。）の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 市が締結する工事又は製造その他についての請負の契約及び地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものと市が締結する公の施設の管理に関する協定（以下「管理協定」という。）をいう。

(2) 市長等 公契約を締結する権限を有する者（受注者を除く。）をいう。

(3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。

(4) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(5) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。）

イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

（基本方針）

第3条 公契約事務等の実施に当たっての基本となるべき事項（以下「基本方針」という。）は、次のとおりとする。

(1) 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。

(2) 適正な競争を促進し、より予算を有効に執行すること。

(3) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

(4) 公契約の適正な履行を確保すること。

(5) 労働者等の労働環境に配慮すること。

(6) 地域経済の活性化に努めること。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、基本方針の下に公契約に係る施策を推進するものとする。

（受注者の責務）

第5条 受注者は、市の事務及び事業を実施する者としての社会的責任を自覚し、公契約を適正に履行するものとする。

2 受注者は、労働者等の労働環境の整備に努めるものとする。

3 受注者は、受注関係者との契約を締結するに当たっては、関係法令を遵守することが公契約事務等の質の向上に資することを認識し、その契約を締結するものとする。

4 受注者は、市が推進する公契約に係る施策に協力するものとする。

(労働報酬下限額)

第6条 市長は、毎年、次の各号に掲げる公契約の種類ごとに、当該各号に定める者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額（以下「労働報酬下限額」という。）を定めるものとする。

(1) 市が発注する予定価格1億円以上の工事の請負契約（以下「対象請負契約」という。）対象請負契約に係る業務に従事する労働者等（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）

(2) 市が発注する予定価格1,000万円以上の業務の委託に関する契約及び管理協定（市長等が別に定める契約及び管理協定に限る。以下「対象委託契約」という。）対象委託契約に係る業務に従事する労働者等

2 労働報酬下限額は、対象請負契約及び対象委託契約の内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定めるものとする。

(1) 設計労務単価

(2) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

(3) その他公的機関が定める労務単価の基準

3 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、厚木市労働報酬審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。

(契約において定める事項)

第7条 市長等は、対象請負契約又は対象委託契約においては、前条第1項各号に掲げる者に対し、受注者が同条に規定する労働報酬下限額以上の労働の対価を支払わなければならないことその他のこの条例の目的を達成するために必要な事項を定めるものとする。

(労働報酬審議会)

第8条 市長は、労働報酬下限額等について調査審議するため、事業者等で構成する厚木市労働報酬審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(出資法人等)

第9条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の目的に沿って、出資法人等が当事者となる契約については市が当事者となる契約に準じた取扱いをするよう努めるものとする。

(点検等)

第10条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況の点検及び評価を実施し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条、第 8 条並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に、公告その他の申込みの誘引又は指定管理者の指定の申請に係る告知を行う対象契約について適用する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 43 年厚木市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

<以下、省略>